

## 岡山市水道局入札会傍聴規程

平成11年10月1日  
市水道局管理規程第10号

### (趣旨)

第1条 この規程は、岡山市水道局の実施する入札の透明性を高めるため、岡山市水道局の実施する入札会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴できる入札会)

第2条 この規程の定めるところにより傍聴できる入札会は、管財課長が担当する契約事務に係る入札会とする。

### (傍聴人の受付等)

第3条 入札会を傍聴しようとする者は、入札開始予定時刻の30分前までに傍聴の受付を済ませるとともに「入札傍聴人心得」及び「傍聴券」の交付を受けなければならない。

### (傍聴定員等)

第4条 傍聴人の定員は、会場の都合により入札執行者がその都度定めるものとする。

2 傍聴しようとする者は、入札開始時(入札を行う旨入札執行者が宣言した時刻)までに入室を終えなければならない。

### (傍聴できない者)

第5条 入札執行者が入札会を妨害するおそれがあると判断した者は、入札会を傍聴することができない。

### (傍聴人の遵守すること)

第6条 傍聴人は、「入札傍聴人心得」を遵守し、入札会場内において、入札会の秩序を乱し、又は入札執行の妨害となるような行為をしてはならない。

### (係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

### (違反に対する措置)

第8条 入札執行者は、傍聴人がこの規程に違反すると認めるときは、係員に命じてこれを退場させるものとする。

2 退場させられた者は、当該入札会における傍聴はできないものとする。

### (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成20年市水道局管理規程第25号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市水道局管理規程第9号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。